

○環境省告示第四十五号

悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第五条の規定に基づき、特定悪臭物質の測定の方法（昭和四十七年五月環境庁告示第九号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第 1

アンモニアの測定方法

第 1 敷地境界線における濃度の測定—吸光光度法

1 試薬

試薬は、次に掲げるところにより調製したものをを用いるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 次亜塩素酸ナトリウム溶液

次亜塩素酸ナトリウム溶液(有効塩素 3～10%)60/Cml(ここで、Cは調製時に日本産業規格K0102-2の7.2.2.Cに定める方法により定量した次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素の濃度(単位%)を表すものとする。)、水酸化ナトリウム10g及びりん酸水素二ナトリウム十二水和物35.8gを水に溶解して全量を 1lとしたもの(この溶液は、使用の都度調製するものとする。)

(4) (略)

2・3 (略)

備考 (略)

第 2 (略)

第 3 (略)

別図 (略)

別表第 1

アンモニアの測定方法

第 1 敷地境界線における濃度の測定—吸光光度法

1 試薬

試薬は、次に掲げるところにより調製したものをを用いるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 次亜塩素酸ナトリウム溶液

次亜塩素酸ナトリウム溶液(有効塩素 3～10%)60/Cml(ここで、Cは調製時に日本産業規格K0102の36の注3に定める方法により定量した次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素の濃度(単位%)を表すものとする。)、水酸化ナトリウム10g及びりん酸水素二ナトリウム十二水和物35.8gを水に溶解して全量を 1lとしたもの(この溶液は、使用の都度調製するものとする。)

(4) (略)

2・3 (略)

備考 (略)

第 2 (略)

第 3 (略)

別図 (略)

